

法務省民二第170号
平成30年11月16日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る
証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり中小企業庁長官から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

経済産業省

20181004中庁第4号
平成30年10月26日

法務省民事局長 殿

中小企業庁長官

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（照会）

「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第26号）による中小企業等経営強化法の改正に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項に定める認定経営力向上計画に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書の様式を別添のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

別添

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店
商 号
代表者の資格及び氏名

印 (注1)

下記事項が租税特別措置法第80条第3項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 譲受人 (登記権利者)

本店
商号

(2) 譲渡人 (登記義務者)

本店
商号

2. 登記事項の内容

(注2)

3. 登記予定年月日

年 月 日

4. 租税特別措置法第80条第3項に規定する中小企業等経営強化法第13条第1項 (変更の認定の場合には、同法第14条第1項) の認定年月日

年 月 日

5. 認定経営力向上計画中登記事項の該当する箇所

(注3)

6. 移転不動産の表示 (別紙)

(注4)

(奥書)

上記事項は、租税特別措置法第80条第3項第○号に該当するものであることを証明します。

番号
年月日
主務大臣 名 印

(注1) 申請者である会社の本店所在地及び商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

(注2) 次の例により、所有権の移転の原因及び年月日を記載する。

第1号の場合

平成〇年〇月〇日に行われた

売買
現物出資
事業譲渡

等による所有権移転

(注) 事業に必要な資産の譲受けの場合のみ。

第2号の場合

- (1) 〇〇株式会社と〇〇株式会社の合併による〇〇株式会社の設立の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた新設合併による所有権移転
- (2) 〇〇株式会社を吸収合併消滅会社、〇〇株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた吸収合併による所有権移転

第3号の場合

- (1) 〇〇株式会社(と〇〇株式会社)の新設分割による〇〇株式会社の設立の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた新設分割による所有権移転
- (2) 〇〇株式会社を吸収分割会社、〇〇株式会社(資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇)を吸収分割承継会社とする吸収分割の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた吸収分割による所有権移転

(注3) 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、〇第〇〇号により主務大臣の認定を受けた経営力向上計画の10に記載されている。

(注4) 別紙には、移転すべき不動産の表示を記載する。

- (1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積
- (2) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 区分建物の場合 一棟の建物の表示 所在、建物の名称、構造及び床面積
専有部分の表示 家屋番号 建物の名称、種類、構造及び床面積

法務省民二第169号

平成30年11月16日

中小企業庁長官 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条第3項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（回答）

本年10月26日付け20181004中庁第4号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。